

令和7年度分の地域包括支援センターの評価基準の改正について（案）

◎ 令和7年度分の地域包括支援センター（以下「センター」という。）の評価基準について、現在の取組状況を踏まえ、以下のとおり改正する。

改正後の評価基準（令和7年度分）（案）は、別紙5のとおり。

※ 以下の評価基準の番号は、「広島市地域包括支援センターの評価基準（令和6年度分）」の区分等の番号である。

1 区分2 地域のネットワーク構築 地域におけるネットワーク構築業務

② 圏域内マップ等作成

これまで圏域ごとに情報を取りまとめていた社会資源のうち、地域介護予防拠点、認知症カフェ、地域高齢者交流サロン、住民主体型生活支援訪問サービス提供団体等については、市内の地域資源の情報を一元的に集約した「地域資源管理システム」を令和7年3月から稼働するため、その活用も踏まえて、項目や内容を社会資源情報の整理に変更する。また、併せて、整理した情報の更新頻度を評価基準に明示する。

	現 行	改 正 案		
項目名	② 圏域内マップ等作成	② 圏域内の社会資源情報の整理		
指標	<ul style="list-style-type: none"> 圏域の医療・介護サービス提供機関、専門相談機関等の機能・特徴を整理している。 圏域の「高齢者交流サロン」や「介護予防拠点」、生活支援サービス提供団体等の情報を整理している。 圏域のマップ・リストを目的に応じて多種類作成（地域資源マップ、介護予防マップ等）するとともに、常に最新の情報に更新し、地域の高齢者や関係者へ配布している。 	<ul style="list-style-type: none"> 圏域の医療・介護サービス提供機関、専門相談機関、<u>インフォーマルサービス提供者等の機能・特徴をマップ・リストなどで整理し、定期的に情報を更新している。</u> <u>地域資源管理システムや圏域で作成したマップ・リストなどを活用し、地域の高齢者や関係者へ社会資源の情報提供を行っている。</u> 		
基準	4	3に加え、サロンや介護予防拠点などの介護予防に関するマップや生活支援サービス提供団体等の情報を整理したマップ（又はリスト）を作成し、最新の情報に更新し、よく活用している。	4	3に加え、 <u>地域資源管理システムや圏域で作成したマップ・リストなどをよく活用し、地域の高齢者や関係者へ情報提供を行っている。</u>
	3	医療・介護サービス、専門相談機関の特徴を整理しマップ又はリストを作成するとともに、適時最新の情報に更新し、よく活用している。	3	医療・介護サービス、専門相談機関、 <u>インフォーマルサービス提供者等の特徴をマップ・リストなどで整理し、年1回以上更新している。</u>
	2	医療・介護サービス、専門相談機関の特徴を整理しマップ又はリストを作成しているが、更新頻度が不十分である。	2	医療・介護サービス、専門相談機関、 <u>インフォーマルサービス提供者等の特徴をマップ・リストなどで整理しているが、更新頻度が年1回未満である。</u>
	1	圏域内のマップ（又はリスト）は作成していない、又は不足、不備がある。	1	<u>医療・介護サービス、専門相談機関、インフォーマルサービス提供者等の特徴を整理していない。</u>

2 区分2 地域のネットワーク構築 地域におけるネットワーク構築業務

④ 地域の課題解決

地域ケア会議等を通じた圏域内の地域課題の把握はどのセンターも実施している状況にあることから、課題解決に向けてより効果的な取組を実施できるように、取組状況の振り返りを評価する基準を追加する。

	現 行	改 正 案		
基 準	4	専門職を含めた地域ケア会議の開催等を通じて地域課題を把握し、解決策のための具体的な取組を実施している。	4	3に加え、取組状況の振り返りを行っている。
	3	地域ケア会議等を通じて地域の課題等を把握し、解決策を検討している。	3	地域ケア会議等を通じて地域課題を把握し、解決につなげるための具体的な取組を実施している。
	2	地域ケア会議等を通じて、地域課題を把握している。	2	地域ケア会議等を通じて地域課題を把握し、解決策を検討している。
	1	地域ケア会議等を開催しているが、地域課題の把握にまで至っていない。	1	地域ケア会議等を通じて地域課題を把握しているが、解決策の検討には至っていない。

3 区分5 包括的・継続的ケアマネジメント支援 (2) 介護支援専門員に対する支援

センターは、包括的・継続的ケアマネジメントの環境整備において、ケアマネジメントに必要な資源の整備、連携体制の構築、介護支援専門員の実践力向上等に取り組んでいる。

その手段として行う研修会や事例検討会は、現行では開催回数が評価基準の1つとなっているが、近年の介護人材不足の影響もあり、居宅介護支援事業所の介護支援専門員が参加しやすいよう、回数を重ねるよりも効率的かつ効果的に開催することが必要となってきた。

また、現行の評価項目「①介護支援専門員への個別支援」及び「②介護支援専門員のネットワーク構築」は、評価基準が一部重複している。

これらのことから2つの評価項目を統合し、研修会や事例検討会の多寡ではなく、介護支援専門員への支援状況のほか、研修会や事例検討会以外の手段も含めた包括的・継続的ケアマネジメントの環境整備の実施状況を評価する基準に変更する。

	現 行	改 正 案		
項目名	① 【介護支援専門員への個別支援】	【介護支援専門員に対する支援】		
指標	日頃から多職種・多機関との連携を図り、困難事例を抱える介護支援専門員が、様々な機関の連携により解決ができるよう、支援している。	<ul style="list-style-type: none"> 日頃から多職種・多機関との連携を図り、困難事例を抱える介護支援専門員が、様々な機関の連携により解決ができるよう、支援している。 包括的・継続的ケアマネジメント支援において、計画的に連絡会や研修会、事例検討会を開催するなど、課題に応じた環境整備（介護支援専門員同士のネットワーク構築支援、介護支援専門員等の実践力向上支援等）を行っている。 		
基 準	4	3に加え、介護支援専門員が包括的・継続的ケアマネジメントを実践できるよう環境的な課題を抽出し、環境整備に取り組んでいる。	4	個別の支援に加え、介護支援専門員が包括的・継続的ケアマネジメントを実践できるよう、介護支援専門員のニーズやケアマネジメントの特徴等から環境的な課題を抽出し、課題に応じた環境整備に取り組んでいる。
	3	2に加え、困難事例を抱える介護支援専門員が、地域団体や医療機関等様々な機関との連携により対応できるよう支援している。	3	個別の支援に加え、介護支援専門員を対象とした連絡会や研修会、事例検討会等を計画的に開催している。
	2	介護支援専門員からの相談対応、同行訪問、サービス担当者会議の開催支援等を通して、介護支援専門員が包括的・継続的な個別ケアマネジメントができるよう支援している。	2	困難事例を抱える介護支援専門員からの相談対応、同行訪問、サービス担当者会議の開催支援等を通して、介護支援専門員が包括的・継続的な個別ケアマネジメントができるよう支援している。
	1	介護支援専門員からの相談は受けているが、具体的な支援ができていない。	1	介護支援専門員からの相談は受けているが、具体的な支援ができていない。

	現 行	改 正 案	
項 目 名	② 【介護支援専門員のネットワーク構築】	(上記項目と統合)	
指 標	介護支援専門員のニーズに基づき、連絡会や研修会、事例検討会を計画的に開催し、包括的・継続的ケアマネジメントの環境整備（関係機関の連携体制構築支援・介護支援専門員同士のネットワーク構築支援、介護支援専門員等の実践力向上支援等）を行っている。		
基 準	4		介護支援専門員のニーズに基づいた介護支援専門員対象の連絡会や研修会、事例検討会を年12回以上開催するとともに、包括的・継続的ケアマネジメント支援の環境整備として具体的な取組を展開している。
	3		介護支援専門員のニーズに基づいた介護支援専門員対象の連絡会や研修会、事例検討会を年12回以上開催している。
	2		介護支援専門員のニーズに基づいた介護支援専門員対象の連絡会や研修会、事例検討会を年6回以上12回未満開催している。
	1	介護支援専門員のニーズに基づいた介護支援専門員対象の連絡会や研修会、事例検討会の開催回数が年6回未満である。	

4 区分7 重点事業 (1) 地域介護予防与点整備促進事業 成果(6)

地域介護予防拠点の参加者について、第9期高齢者施策推進プランで掲げた令和7年度の数値目標の達成を目指して評価基準を改める。

	現 行	改 正 案
基 準	地域介護予防拠点の参加者が、圏域内高齢者人口の7.5%以上である。	地域介護予防拠点の参加者が、圏域内高齢者人口の7.8%以上である。

5 区分7 重点事業 (3) 在宅医療・介護連携推進事業 成果(8)

ACPに関する教室等に参加した市民の人数について、第9期高齢者施策推進プランで掲げた令和7年度の数値目標の達成を目指して評価基準を改める。

	現 行	改 正 案
基 準	ACPに関する教室等に参加した市民が、圏域の高齢者人口の1.1%以上いる（ただし、圏域内高齢者人口の1.1%が46人未満の場合は、参加した市民の人数は46人以上とする。）。	ACPに関する教室等に参加した市民が、圏域の高齢者人口の1.2%以上いる（ただし、圏域内高齢者人口の1.2%が54人未満の場合は、参加した市民の人数は54人以上とする。）。

【参考】今後のスケジュール等について

○ 設置法人・センターへの説明

見直し後の評価基準は、令和7年3月11日（火）に法人説明会を開催し説明する。